

三鷹市テニス協会規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は三鷹市テニス協会と称する。

第2条 (事務所)

本会の事務所は三鷹市体育協会事務局内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 (目的)

本会は、会員相互間の親睦とテニス技術の向上を図り、併せてテニスの普及発展を目的とする。

第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 各種テニス大会
- 2) テニスの振興および普及活動
- 3) その他必要な事業

第3章 組織

第5条 (会員)

1. 本会が入会を認めた、三鷹市所在の各種団体および本会の目的に賛同する他の団体(以下「団体会員」と呼ぶ)
2. 本会に届出を行った、三鷹市在住の個人および本会の目的に賛同する他の個人(以下「個人会員」と呼ぶ)

第6条 (入会・休会・退会)

1. 本会に入会を希望する団体は、所定の申請書を理事会に提出し総会の承認を得なければならない。
2. 本会に入会を希望する個人は、所定の申請書を理事会に届出なければならない。
3. 会員が本会を休会する時は、前年の12月31日までに理事長に届出なければならない。
4. 休会の届出から2年が経過した場合は、自動的に本会を退会となる(※)。
5. 会員が本会を退会する時は、所定の申請書を理事会に届出なければならない。

※休会に関する補足

・例えば、2024年度・2025年度と休会し、3年目である2026年度を休会する場合は、自動的に退会となる。

- ・会員が本会を休会する時は、団体登録費を支払うが、チーム登録費は支払わなくてよい。
- ・会員が本会を休会する場合においても各役割は担当する。
- ・会員が本会を休会する場合、団体戦については1部降格とする。

第7条 (登録)

1. 会員は年度毎に協会に登録しなければならない。但し団体会員と個人会員への二重登録は認めない。
2. 各団体会員は、代表者、理事、代議員各1名を定め、これを協会に届出なければならない。
3. 代表者は理事または代議員を兼務できる。

第4章 役員

第8条 (役員)

1. 本会に次の役員を置く。
会長1名, 理事長1名, 副理事長1名, 監事1名, 会計1名, 理事若干名, 外部団体派遣役員若干名
2. 本会は次の名誉役員を置くことができる。
名誉会長1名, 顧問若干名

第9条 (役員の選出)

1. 会長は理事会でこれを推薦する。
2. 理事は各団体会員から1名を選出する。
3. 理事は個人会員から別途細則で定められた数を選出する。
4. 理事長および副理事長は理事の互選とする。但し理事長は理事を兼任しない。
5. 会計は理事の互選とする。
6. 監事は理事会で推薦する。
7. 外部団体派遣役員は役員の互選とする。
8. 名誉役員は理事会でこれを推薦する。

第10条 (役員の任務)

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。
2. 理事長は理事会の会務を掌握し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。
4. 理事は理事会を構成し、会務を分担して執行する。
5. 会計は本会の資産を管理し財務を処理する。
6. 監事は本会の資産および財務を監査する。
7. 理事の業務分担は理事会で決定する。
8. 名誉役員は総会および理事会からの相談を受けて助言を行う。

第11条 (役員の任期)

1. 役員の任期は4月1日から2年とし、連続4期までとする。
2. 役員に欠員が生じた場合の役員の補充は理事会で行い、任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員はその任期満了後でも、後継者が就任するまでその任務を行うことができる。
4. 名誉役員の任期は定めない。

第5章 会議

第12条 (総会)

1. 総会は、代議員と役員をもって構成し、毎年1回定期に会長が招集する。
2. 会長が必要と認めた場合、または代議員の3分の1以上の請求があるとき、会長は臨時総会を招集しなければならない。
3. 個人会員から選出の代議員数は、別途細則で定める。
4. 議長は代議員の中から選出する。
5. 総会は次の事項を決議する。
 - 1) 予算および決算
 - 2) 会務の報告並びに事業計画
 - 3) 選出役員の承認
 - 4) 会員の入会
 - 5) 他団体への加盟および脱退
 - 6) 規約・細則の改定
 - 7) その他の必要事項

第13条 (理事会)

1. 理事会は、役員をもって構成し、理事長が必要に応じて随時招集し、議長を務める。
2. 理事会は、規約・細則および総会決議に従って会務を執行し、規約・細則および総会決議に定めのない事項について決議し処理できる。
3. 理事会は、各事業計画について理事の中から事業部長を任命し、その運営を任せることができる。
4. 理事会は、規約・細則の改正を検討し、総会に諮ることができる。

第14条 （常任理事会）

1. 常任理事会は、理事長、副理事長、会計、各事業部長および理事長が別に指名した者をもって構成し、理事長が必要に応じて随時招集し、議長を務める。
2. 常任理事会は、審議した結果を理事会に諮らなければならない。

第15条 （会議の成立）

1. 総会および臨時総会は、代議員の3分の2以上の出席(委任を含む)をもって成立とする。
2. 理事会および常任理事会は、構成員の3分の2以上の出席(委任を含む)をもって成立とする。
3. 総会、臨時総会、理事会および常任理事会に出席できない時は、代理を出席させるか、委任状を以って会議に委任することができる。

第16条 （表決）

1. 総会および臨時総会における議決権は代議員のみが有し、規約・細則の改正については出席代議員の3分の2以上をもって、その他議事については出席代議員の過半数をもって決議される。但し、賛否同数の場合は、議長がこれを決める。
2. 理事会および常任理事会における議決権は構成員全員が有し、議事は出席構成員の過半数をもって決議される。但し、賛否同数の場合は、議長がこれを決める。

第6章 会計

第17条 （会費・会計年度）

1. 入会金および会費は、別途細則で定める。
2. 本会の会計年度は、3月1日より翌年2月末日までとする。
3. 会計年度終了時に剰余金があるときは、これを次年度に繰り越す。

第18条 （予算および決算）

1. 本会の予算は理事会で編成し、総会で承認を受けなければならない。
2. 本会の決算は会計年度終了後に監査を受け、理事会を経て総会の承認を得なければならない。

第7章 雑則

第19条 （表彰）

1. 本会に貢献しその功績が顕著である者について、理事会の承認を得て表彰することができる。
2. 前項の表彰に関する細則は別途定める。

付則

本連盟の規約は昭和37年9月1日より施行する。

本連盟の規約は昭和45年2月6日に一部改正し昭和45年2月6日より施行する。

本連盟の規約は昭和46年8月26日に一部改正し昭和46年9月1日より施行する。

本連盟の規約は昭和63年3月8日に一部改正し昭和63年3月8日より施行する。

本連盟の規約は平成12年3月9日に一部改正し平成12年3月9日より施行する。

本協会の規約は平成14年4月1日に一部改正し平成14年4月1日より施行する。

本協会の規約は令和7年1月25日に一部改正し令和7年1月25日より施行する。

昭和37年9月1日より平成12年3月31日まで、三鷹市硬式庭球連盟、平成12年4月1日より三鷹市テニス協会へと名称変更

令和6年4月1日より三鷹市スポーツ協会に名称変更

三鷹市スポーツ協会

三鷹市新川6-37-1 総合スポーツセンター内 電話(0422)43-2500